

◆ 東松島市中小企業育成融資 申込書類チェックリスト

一般融資

	提出書類	個人	法人	チェック	備考
1	東松島市中小企業育成融資申込書（様式第1号）	●	●		市様式
2	協議依頼書（東松島市商工会宛て）	●	●		市様式
3	信用保証委託申込書 / 保証人等明細	●	●		保証協会様式
4	申込人（企業）概要	●	●		保証協会様式
5	信用保証依頼書	●	●		保証協会様式
6	個人情報の取扱いに関する同意書	●	●		保証協会様式
7	市税等に滞納がないことの証明	●	●		連帯保証人がいる場合は、 連帯保証人分も必要
8	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）		●		
9	確定申告書（写し）	●			直近2年分
10	決算報告書（写し）		●		直近2期分
11	見積書、契約書等（写し）	●	●		設備資金のみ
12	（事業用車両購入の場合）車両写真	●	●		納車後提出

- 上記以外に必要な書類を提出していただくことがあります。
- 公的機関が発行した書類については、発行してから原則として3ヵ月以内のものが必要になります。
- 裏面の宮城県信用保証協会「信用保証申込みについての必要書類」を参照してください。

条件変更

（返済期間・返済方法・連帯保証人等の変更）

	提出書類	個人	法人	チェック	備考
1	東松島市中小企業育成融資条件変更申込書（様式第2号）	●	●		市様式
2	協議依頼書（東松島市商工会宛て）	●	●		市様式
3	保証条件変更申込書	●	●		保証協会様式
4	保証条件変更依頼書	●	●		保証協会様式
5	申込人（企業）概要	●	●		保証協会様式
6	市税等に滞納がないことの証明	●	●		連帯保証人の方のみ変更の場合は、 連帯保証人分のみ必要
7	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）		●		

- 条件変更の内容により、上記書類のほか経営改善計画や金融機関作成の理由書等の提出を求める場合があります。

条件変更

（被保証人の名称・住所・代表者等の変更）

	提出書類	個人	法人	チェック	備考
1	東松島市中小企業育成融資条件変更申込書（様式第2号）	●	●		市様式
2	協議依頼書（東松島市商工会宛て）	●	●		市様式
3	被保証人名称・住所等変更届出書	●	●		保証協会様式
4	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）		●		法人名変更、法人住所変更 法人代表者変更 等
5	戸籍抄本	●			個人事業主の氏名変更
6	住民票抄本 又は 印鑑証明書	●			個人事業主の住所変更

- 変更内容によって添付書類が異なります。「被保証人名称・住所等変更届出書」の添付書類をご確認ください。

信用保証申込みについての必要書類

※貸付実行時には、信用保証委託契約書の作成・提出が必要となりますので、ご注意ください。

	書類名	留意事項																		
通常申込時に必要な基本資料	信用保証依頼書	保証申込の都度、毎回必要となります。金融機関にて作成いたします。																		
	信用保証委託申込書	保証申込の都度、毎回必要となります。																		
	個人情報の取扱いに関する同意書	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。保証申込の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出願います。																		
	申込人(企業)概要	保証申込(条件変更を含む)の都度、提出願います。記載方法については、初回申込時は全て記載。次回申込からは変化のあった項目のみ記載。全く変化のない場合は、空欄に「変化なし」と記載。																		
	確定申告書(写) (決算書)	直近2期分(別表及び勘定科目内訳明細のあるもの)が必要となります。ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要です。また、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります。																		
	商業登記簿謄本	初めてご利用いただく際に必要となります。(写し可。)2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																		
	印鑑証明書	初めてご利用いただく際に申込人(法人・個人)、連帯保証人、担保提供者等について最近3ヶ月以内のものが各1通必要となります。(写し可。)2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																		
	残高試算表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。																		
その他必要に応じて提出していただく資料	納税証明書または納付書(写)	法人の場合は、法人税または事業税の証明書 個人の場合は、所得税または事業税の証明書が必要となります。ただしどちらの証明書も添付できない場合には、住民税の証明書が必要となります。(この場合は、原則として事業による所得割のあるもの) なお、同一納付期間の申込で前回までの利用時に提出済の場合は不要です。ただし、ご利用いただく制度要綱に、原本提出や有効期限が定められている場合は、その要綱に従って提出してください。																		
	許認可証(写)等	事業に必要な許認可証等(主たる事業の主たる事業所)の写しを添付願います。 ただし、資金使途が特定の事業に係るものである場合には、当該事業に係る許認可証等の写しを添付願います。 なお、すでに提出済で、その許認可証等が有効期間内である場合には添付不要です。																		
	従業員数確認資料 従業員数が右記の場合、確認資料は原則として次の(1)(2)のいずれかが必要となります。 (1)労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写) (2)日本年金機構等公的機関による証明書ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。 (ア)「法人の事業概況説明書」 (イ)「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」 (ウ)「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」 (エ)「賃金台帳」	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。 <table border="1" data-bbox="568 1104 1149 1280"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>3億円超</td> <td>270人超</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円超</td> <td>90人超</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円超</td> <td>45人超</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円超</td> <td>90人超</td> </tr> <tr> <td>政令特例業種</td> <td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金	従業員数	製造業等	3億円超	270人超	卸売業	1億円超	90人超	小売業	5,000万円超	45人超	サービス業	5,000万円超	90人超	政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの	
	業種	資本金	従業員数																	
	製造業等	3億円超	270人超																	
卸売業	1億円超	90人超																		
小売業	5,000万円超	45人超																		
サービス業	5,000万円超	90人超																		
政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの																			
住民票または、在留カード(写)もしくは特別永住者証明書(写)	申込人(法人代表者を含む。)または連帯保証人が外国人である場合に、在留資格および在留期間(満了日)等の確認のため必要となります。																			
事業報告書等	NPO法人の場合、特定非営利活動促進法第28条に規定する下記の書類が必要となります。 ①事業報告書 ②計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録 ③年間役員名簿 ④社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面																			
設備資金	見積書(写)または契約書等(写)	建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。																		
	建築確認申請書(写)	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。																		
	契約書等(写)																			
担保を提供いただく場合	不動産登記簿謄本	新規担保提供時に最新のものを提出願います。(条件担保の場合は写し可。) なお、前回利用時から変更の無い場合は不要です。																		
	公図(地積・測量図)																			
	建物図面・各階平面図																			
	住宅地図(所在地略図)	借地上的建物を担保提供いただく場合に必要となります。																		
	土地賃貸借契約書(借地契約書)																			
	承諾書																			
先行する租税債権がないかどうかの確認資料	担保提供時または極度増額時に所得税・消費税の納税証明書その3等を提出願います。(条件担保の場合は不要。)																			

以上のほか制度保証毎に必要な資料やその他追加資料を提出していただくことがあります。
資料例)認定書、工事概況表(建設業の場合)、資金繰り表、固定資産税課台帳登録事項証明書等
連帯保証人を徵求する場合には、「『経営者保証に関するガイドライン』」等に係る「説明」の提出が必要です。